

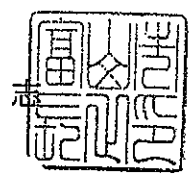
富山市告示第 80 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月12日

富山市長 森 雅



従前の大字、字の区域を変更し、大字「開」に編入する区域		
大字名	字名	地番
経堂新町		1番111、1番113、1番201、186番45
経堂	餅田割	134番1から134番3まで、134番10、134番11、147番から158番まで、159番1、161番1、161番2、162番1、162番2、163番1、163番2、164番1、164番2、165番1、165番2、166番1、166番2、167番から171番まで、172番1、172番3、173番1、174番1、175番1、176番から185番まで、186番1から186番3まで
町村一丁目		187番2、188番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。